

一般質問

# あつてはならない 行政資料の間違い



祝 優雄 議員

ごみ収集運搬委託費と

問題点

**質問** 平成17年3月議会で、私が議会に参画したときからのテーマとして取り組んでいる、効率的な行政運営についての議論の中で、統一されていないごみの収集運搬委託費を統一した基準で契約することを求める質問をした。

質問に際し、担当課から示された資料に、運搬車両について「減価償却無(市が貸与)」と記載の業者があり、積算に減価償却を入れていない業者は契約額で不利な扱いを受けるので、減価償却を入れ統一

した価格で契約するよう指摘した。しかし、担当課から示された資料の一部に瑕疵があり、誤った資料を基に質問したと

はいえ、当然私にも責任があり、この場で誤りを訂正し真摯におわびする。

**(市長)** 議員の平成17年3月議会でごみ収集運搬委託費、業者の平成17年度見積額を一

覧にした見積積算資料にも減価償却費を計上している業者と、していない業者について、統一すべきとの質問があつた。

質問に使った資料の中に運搬車両について「減価償却無(市が貸与)」と記載されている。しかし、実際にはそのような



市が貸与の事実はなく、担当職員が誤って記載したことが判明した。その結果、その資料を運用した議員の質問が事実と異なった内容となり、議員にも業者にも大変な迷惑をかけることになり、深くおわびする。

加賀質問に対する  
真実と経過

**質問** 加賀議員から私にかかると質問があつたので、正確にしておきたい。平成17年9月だつたと思うが、当事者の業者の方から手紙をいただき、業者の方には電話で私の質問の主旨を伝え理解を求めた。その時、質問主旨を正確にしておく方が良いと思い、図書館等に議会の議事録があるのを確認していただきたいと、手紙を受け取った当日電話で伝えてある。その翌々日だと思いが、先の手紙の字句訂正の手紙を頂戴したが、加賀氏

の3回の手紙でなく、実質1回の間違いだと思う。その後、平成18年1月半ばを過ぎたころに、代理人と称する弁護士から全権を委任されている旨の内容証明郵便をいただいた。期日を設け返信を求められていたので、2月のはじめに質問に使った資料を添付し、私の考え方を弁護士に内容証明郵便で送付している。経過はこのようなことである。この経過について、加賀議員は質問で、当事者に謝ることを知らない「人間失格」との指摘だが、弁護士に全権を委任されておき、代理人を差し置いて当事者と会うのは逆に不見識と思っている。人権にかかると言われても現状では私としてはいかんともしがたい。議事進行発言については、議会運営委員会でも意見が割れ、議長が先の議会で処理したものであり、私への批判は的外れである。